

## 平成 29 年度 児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催しました

7月31日(月)、新潟県立教育センターを会場に、文部科学省の主催で「平成29年度児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催しました。中高の生徒指導主事を中心に400人を越える参加者が集まり、生徒の自殺を予防するための対策を確認しました。

(主な内容)

○筑波大学 医学医療系 教授 高橋祥友 様による講義

『教師が知っておきたい子どもの自殺予防の基礎知識』

- ・子どもの自殺の原因には、個人要因(未治療の精神疾患)、学校要因(いじめ、不適切な指導等)、家庭要因(貧困、虐待等)がある。
- ・特に「孤立」がキーワードであり、気づきと絆で予防していかなければならない。
- ・自殺の危険因子としては、自殺未遂歴(リストカット等も含む)があることが最大の危険因子である。
- ・自殺未遂を行った子どもに対して、適切なフォローアップの有無がその後の結果を大きく変えている。
- ・うつ病について(気分・感情、思考・意欲、身体)  
→疲れる、不眠、体重の減少等はいわゆるうつ病の症状と考えにくい。体調不良を訴え、検査しても異常が無い場合は、うつ病を疑うべきである。
- ・統合失調症は全人口の1%が罹患しており、高校生での発症が多い(1学年に1~2人位はいると考えべき)。「何か変だなあ」「いつもと同じ行動が取れない」「人の目が気になる」という感情がスタート。「幻聴や妄想等」の時期が過ぎた後に、「無気力状態」に陥る。
- ・自殺の危険に気づいたときの対応法「TALKの原則」  
→Tell・・・心配していることを伝える Ask・・・自殺について率直に尋ねる  
Listen・・・絶望的な気持ちを傾聴する Keep Safe・・・安全を確保する

その他、自殺が起きてしまった時に起こり得る残された人々の心理に焦点をあて、学校として教師として心がけるべき事をお話しいただきました。全てにおいて様々な事例を上げていただき、具体的に分かりやすいお話を頂きました。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導調査官 北崎哲章 様による行政説明

- ・我が国の児童生徒の自殺に関する傾向。全体の自殺者数が減少する中で、児童生徒の自殺数は減少していない。
- ・平成29年7月25日に政府は新しい「自殺総合対策大綱」を閣議決定した。文科省関連項目には「SOSの出し方に関する教育の実施」「医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進」を行うことが新たに追加され、さらなる専門的な自殺予防教育の推進が必要となる。
- ・文科省作成の「子どもに伝えたい自殺予防」の活用が浸透していない。様々な場面で有効に活用して欲しい。

